

吸収分割に関する事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

インヴァスト株式会社
インヴァスト証券株式会社

2023 年 4 月 6 日

吸収分割に関する事前開示書類

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川路 猛

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川上 真人

インヴァスト株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）および吸収分割承継会社の完全子会社であるインヴァスト証券株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2023 年 3 月 16 日付で、吸収分割会社の資産の管理・運用に係る事業を吸収分割承継会社に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る契約を締結いたしました。

本吸収分割に関する、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

(1) 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

(2) 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号及び第 192 条第 1 号）

本吸収分割は、吸収分割会社の完全親会社を吸収分割承継会社とするものであり、本吸収分割に際して、株式その他の金銭等の交付は行われません。

(3) 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号及び第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

(4) 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

(5) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

- ① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙2のとおりです。

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

別紙3のとおりです。

なお、吸収分割承継会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」においてもご覧いただけます。

(6) 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号)

a)吸収分割会社

2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 109,543 百万円、負債の額 101,432 百万円、純資産の額は 8,110 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません(なお、吸収分割契約等備置開始日後本吸収分割が効力を生ずる日までの間に、最終事業年度の末日が 2023 年 3 月 31 日に変更になる予定ですが、これらの額について、少なくとも効力発生日以後における債務の履行の見込みに悪影響を与える重大な変動は生じないものと思料しております。)

本吸収分割により、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して移転する資産の額は 913 百万円、負債の額は 295 百万円となる見込みです(なお、当該資産・負債の額は 2022 年 12 月 31 日現在の額であり、実際に分割される資産・負債の額は、上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減を加減したうえで決定されます。)

また、本吸収分割の効力発生日までに吸収分割会社の資産・負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

b)吸収分割承継会社

2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 11,057 百万円、負債の額は 78 百万円、純資産の額は 10,979 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません(なお、吸収分割契約等備置開始日後本吸収分割が効力を生ずる日までの間に、最終事業年度の末日が 2023 年 3 月 31 日に変更になる予定ですが、これらの額について、少なくとも効力発生日以後における債務の履行の見込みに悪影響を与える重大な変動は生じないものと思料しております。)

上記 a)で述べたとおり、本吸収分割により、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して移転する資産の額は 913 百万円、負債の額は 295 百万円となる見込みです（なお、当該資産・負債の額は 2022 年 12 月 31 日現在の額であり、実際に分割される資産・負債の額は、上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減を加減したうえで決定されます。）。

また、本吸収分割の効力発生日までに吸収分割承継会社の資産・負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

- (7) 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1



吸収分割契約書

インヴァスト証券株式会社（以下「甲」という。）とインヴァスト株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第 1 条に定める本件事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うことに合意し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲はその経営する事業のうち、自ら所有する資産の管理、運用に係る事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（権利義務の承継）

第 2 条 乙は、本件分割により、本効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）に、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の甲の資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。

2 前項における債務の承継は全て免責的債務引受とする。

（商号及び住所）

第 3 条 本件分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下の通りである。

甲（吸収分割会社）：インヴァスト証券株式会社 東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号

乙（吸収分割承継会社）：インヴァスト株式会社 東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号

（乙が本会社分割に際して交付する対価）

第 4 条 乙は、本件分割に際して、株式の割当て及びその他の金銭等の交付を行わない。

（効力発生日）

第 5 条 本件分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2023 年 6 月 30 日とする。ただし、分割手続進行上の必要その他の事由により、甲乙協議して本効力発生日を変更することができる。

（増加すべき資本金の額及び準備金）

第 6 条 乙は本件分割に際して、資本金額を増加しないものとする。

（吸収分割承認総会）

第 7 条 甲は、会社法第 784 条第 1 項本文及び第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件分割を行う。但し、甲において、本件分割に関して甲の株主総会決議による承認が必要となった場合には、

甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認および本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。

2. 乙は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件分割を行う。但し、乙において、本件分割に関して乙の株主総会決議による承認が必要となった場合には、乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認および本件分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。

(善管注意義務及び財産管理)

第8条 甲は、本契約締結後本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理・運営を行う。

2 甲は、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を行う場合、あらかじめ乙による書面による同意を得るものとする。

(競業避止義務)

第9条 甲は、本件分割の効力発生後、本件事業に関する競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約の締結後本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業の財産状態若しくは経営状態又は承継対象となる権利義務に重大な変更が生じたとき、又は、本件分割の目的の達成に重大な支障となる事態が生じたときは、甲と乙は協議のうえ、必要に応じて本契約を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日までに第7条第1項但書若しくは同条第2項但書に定める甲若しくは乙の各株主総会の決議による本契約の承認が必要になった場合において当該承認が得られなかったとき、又は本件分割に必要な法令で定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約にもとづいて互いに知り得た情報を厳重に管理し、第三者へ漏えいしない。

(規定外事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

要
項
て、
の発
の事

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

2023年3月16日

甲 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川上 真人

乙 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川路 猛

象事
き、
のう

める
該承
れな

者へ

別紙

承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日における以下に掲げるものに限る。

1. 甲が本件事業に関して締結している、以下の契約における甲の当事者たる地位および当該契約に基づいて既に発生し又は将来発生する一切の権利義務。

- (1) 2017年2月21日付「500 Mobile Collective, L.P.: Assignment and Assumption Agreement」
- (2) 2017年5月19日付「500 Fintech, L.P.: Amended and Restated Limited Partnership Agreement」
- (3) 2019年3月13日付「500 Durians II, L.P.: Second Amended and Restated Limited Partnership Agreement」
- (4) 2016年12月1日付「IMJ-IP Global 3号匿名組合契約書」
- (5) 2017年11月13日付「建物賃貸借契約書」

2. 前項の契約に関連して、甲が有する以下の資産

- (1) 出資金
- (2) 下記の土地および建物ならびに建物附属設備

所在地	兵庫県神戸市灘区永手町 4 丁目 2 番 1 号		
土地	5688.96 m ² (36/10,000)	権利内容	区分所有
建物	72.01 m ²	SRC 造 地下 3 階 地上 13 階建	
名称	フォレスト六甲 1 階 138 号室		

3. 甲が本件事業を運営するためにのみ作成した文書又は電磁的記憶装置内のファイル

別紙 2

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	107,810	流 動 負 債	101,209
現 金 ・ 預 金	5,942	預 り 金	6
預 託 金	36,713	受 入 保 証 金	84,596
短 期 差 入 保 証 金	45,819	短 期 借 入 金	5,800
前 払 費 用	95	前 受 金	0
未 収 入 金	92	未 払 金	36
外 為 取 引 未 収 入 金	19,119	外 為 取 引 未 払 金	10,436
未 収 収 益	25	未 払 費 用	162
そ の 他	2	未 払 法 人 税 等	130
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	31
固 定 資 産	1,732	役 員 賞 与 引 当 金	9
有 形 固 定 資 産	91	固 定 負 債	215
建 物	57	繰 延 税 金 負 債	211
器 具 備 品	28	長 期 未 払 金	4
土 地	5	特 別 法 上 の 準 備 金	7
無 形 固 定 資 産	538	金融商品取引責任準備金	7
ソ フ ト ウ エ ア	524	負 債 合 計	101,432
電 話 加 入 権	6	純 資 産 の 部	
そ の 他	7	株 主 資 本	7,581
投 資 そ の 他 の 資 産	1,102	資 本 金	3,000
投 資 有 価 証 券	107	資 本 剰 余 金	2,313
出 資 金	834	資 本 準 備 金	2,313
長 期 差 入 保 証 金	53	利 益 剰 余 金	2,267
長 期 前 払 費 用	106	利 益 準 備 金	5
そ の 他	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,261
貸 倒 引 当 金	△0	繰 越 利 益 剰 余 金	2,261
資 産 合 計	109,543	評 価 ・ 換 算 差 額 等	528
		その他有価証券評価差額金	528
		純 資 産 合 計	8,110
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	109,543

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,104
受 入 手 数 料	481	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	2,294	
金 融 収 益	131	
そ の 他 の 営 業 収 益	198	
金 融 費 用		129
純 営 業 収 益		2,975
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		2,402
取 引 関 係 費	650	
人 件 費	498	
不 動 産 関 係 費	698	
事 務 費	323	
減 価 償 却 費	109	
租 税 公 課	77	
そ の 他	44	
営 業 利 益		573
営 業 外 収 益		285
組 合 投 資 利 益	284	
そ の 他	1	
営 業 外 費 用		8
為 替 差 損	8	
経 常 利 益		849
特 別 利 益		0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	0	
特 別 損 失		13
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4	
税 引 前 当 期 純 利 益		837
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	112	
法 人 税 等 調 整 額	△2	110
当 期 純 利 益		726

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	3,000	2,313	1,032	3,346	5	1,871	1,877	8,223
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△1,032	△1,032		△336	△336	△1,369
当 期 純 利 益						726	726	726
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	0	0	△1,032	△1,032	0	390	390	△642
当 期 末 残 高	3,000	2,313	0	2,313	5	2,261	2,267	7,581

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	235	235		8,458
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,369
当 期 純 利 益				726
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	293	293		293
当 期 変 動 額 合 計	293	293		△348
当 期 末 残 高	528	528		8,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表および損益計算書は、「会社計算規則」（2006年2月7日法務省令第13号）のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

トレーディングに関する有価証券等

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

トレーディング関連以外の有価証券等

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 出資金

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法または定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

器具および備品 4年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金および準備金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

当事業年度において、「営業外収益」の「匿名組合投資利益」および「営業外費用」の「匿名組合投資損失」として掲記しておりました科目については、より実態に即した表示とするため、当事業年度より「組合投資利益」および「組合投資損失」と科目名称を変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 211百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金・預金（定期預金） 1,750百万円

(2) 債務保証の極度額および担保付負債

債務保証の限度額 5,000百万円

短期借入金 2,000百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 108百万円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約等を締結しております。

当事業年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額等 6,300百万円

借入実行残高 5,800百万円

差引額 500百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 5,137百万円

短期金銭債務 1,948百万円

(6) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 463百万円

営業取引以外の取引による取引高 一百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 5,876,331株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 一株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月16日 定 時 株 主 総 会	普通株式	111	19	2021年3月31日	2021年6月17日
2021年11月17日 取 締 役 会	普通株式	105	18	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	141	24	2022年3月31日	2022年6月20日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主として金融商品取引法に基づく市場デリバティブ取引の取り次ぎおよび店頭デリバティブ取引を行っております。当社が行う市場デリバティブ取引の取り次ぎは、顧客の注文を金融商品取引所等にて執行する業務であり、原則、当社のポジションは発生いたしません。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客と当社による相対取引であります。顧客に対する当社のポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティ（カバー先銀行等）との間で相対取引を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として金融商品取引所およびカウンターパーティの金融機関に差し入れた短期差入保証金であり、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。したがって、取引金融機関の選定については、その財務状況・外部格付機関による評価等を充分勘案して行っております。また、定期的に当該金融機関の財務情報等入手し、モニタリングを行っております。保有する投資有価証券は株式であり、主として純投資目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、投資有価証券には流動性に乏しい非上場株式102百万円（帳簿価額）が含まれております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が行う市場デリバティブ取引の取り次ぎ、店頭デリバティブ取引等は、顧客から証拠金を受け入れ、その証拠金の範囲内で取引を行っております。当社は、顧客の取引口座開設にあたり、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しております。

当社は、外国為替証拠金取引について、顧客に対する当社のポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティと相対取引をしております。

当社は、これらのカウンターパーティに保証金を差し入れておりますが、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行複数社のカウンターパーティと取引をしております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社においては、カバー取引以外の為替スポット取引、通貨オプション取引等を自己の計算により行う場合は、「カバー取引に関する規程」に基づきポジションの保有限度額および損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。相場の急変、損失が上限額に達した場合等は、必要に応じて取引の停止、ポジションの決済を行っております。また、計数的なリスク管理は「リスク管理規程」に従い、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき毎月内閣総理大臣への提出義務がある自己資本規制比率については、内閣府令で定められた方式によって経理部が算定し、日々の状況については、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対して毎月報告しております。

c. 資金調達に係るリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化を図るため複数の金融機関と当座貸越契約等を締結し一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	5,942	5,942	—
(2) 預託金	36,713	36,713	—
(3) 短期差入保証金	45,819	45,819	—
(4) 外為取引未収入金	10,406	10,406	—
(5) 投資有価証券	4	4	—
資産計	98,886	98,886	—
(1) 短期借入金	5,800	5,800	—
(2) 受入保証金	84,596	84,596	—
(3) 外為取引未払金	10,406	10,406	—
負債計	100,803	100,803	—
デリバティブ取引 (*)	8,713	8,713	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(29)	(29)	(—)
デリバティブ取引計	8,683	8,683	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権8,713百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務29百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 外為取引未収入金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「14.その他の注記 (1) 有価証券に関する注記」をご参照ください。

負 債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受入保証金

日々計算による出し入れを行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 外為取引未払金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「14.その他の注記 (2) デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	102
出資金	834

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	5,942	—	—	—
預託金	36,713	—	—	—
外為取引未収入金	10,406	—	—	—
合計	53,062	—	—	—

(注) 4. 社債、借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,800	—	—	—	—	—
合計	5,800	—	—	—	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は兵庫県において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。

当該賃貸不動産の貸借対照表計上額、当会計年度増減額および時価につきましてはその重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	11百万円
未払事業税	9百万円
固定資産減損損失	8百万円
長期未払額	1百万円
投資有価証券評価損	0百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	38百万円
評価性引当額	△16百万円
繰延税金資産計	22百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△233百万円
繰延税金負債計	△233百万円
繰延税金負債の純額	△211百万円

11. 関連当事者との取引に関する注記
(親会社および法人主要株主等)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (百 万 円) (注) 3	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
親会社	インヴァスト株 式 会 社	被所有 直接100	経 営 指 導 管理業務の受託 資金の援助 役 員 の 兼 任	業務委託の 支払 (注) 1	310	—	—
				業務委託の 受取 (注) 1	2	—	—
				資金の借入 (注) 2	700	—	—
				資金の支払 (注) 2	1,200	—	—
				利息の支払 (注) 2	1	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 親会社との業務委託については、同社の運営費用を基に決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(兄弟会社および法人主要株主等)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (百 万 円) (注) 3	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
親会社の子会社	Invast Financial Services Pty Ltd.	なし	役 員 の 兼 任 外国為替証拠金取引 店頭CFD取引	外国為替証拠金取引 (注) 1	—	受入保証金	1,913
				(注) 2	—	外為取引未払金	26
				店頭CFD取引 (注) 1	—	短期差入保証金	4,715
				(注) 2	—	外為取引未収入金	418

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は市場相場を勘案して合理的に決定しています。
2. 反復的かつ多額な取引であるため、期末残高のみを開示しております。

(役員および個人主要株主等)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (百 万 円) (注) 3	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	光陽ホールディングス株 式 会 社 (注) 1	(被所有) 間接 7.55%	不 動 産 の 賃 貸 役 員 の 兼 任	不動産の賃料	39	—	—
				敷金差入 (注) 2	—	長期差入保証金	43

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役川路猛およびその近親者が議決権の82.0%を直接所有、12.9%を間接所有しております。
2. 不動産の賃借料ならびに敷金については、不動産鑑定価格および近隣の相場等を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,380円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円68銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(1) 有価証券に関する注記

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4	3	1
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4	3	1
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4	3	1

非上場株式（貸借対照表計上額102百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(2) デリバティブ取引に関する注記

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	売建	448,941	—	1,655	1,655
	買建	443,532	—	2,849	2,849
合 計				4,504	4,504

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

② 有価証券関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	有価証券関連CFD取引				
	売建	26,137	—	3,659	3,659
	買建	18,863	—	519	519
合 計				4,178	4,178

時価の算定方法：当会計年度の時価は有価証券関連CFD取引相場を使用しております。

別紙 3

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	608	流 動 負 債	78
現 金 ・ 預 金	485	未 払 費 用	36
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	64	未 払 金	0
未 収 還 付 法 人 税 等	42	役 員 賞 与 引 当 金	32
そ の 他	16	賞 与 引 当 金	4
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	4
固 定 資 産	10,448	負 債 合 計	78
		純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	45	株 主 資 本	10,970
建 物	38	資 本 金	500
そ の 他	7	資 本 剰 余 金	10,135
無 形 固 定 資 産	2	資 本 準 備 金	500
ソ フ ト ウ ェ ア	2	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,635
投 資 そ の 他 の 資 産	10,400	利 益 剰 余 金	335
関 係 会 社 株 式	8,759	そ の 他 利 益 剰 余 金	335
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,630	繰 越 利 益 剰 余 金	335
長 期 差 入 保 証 金	11	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△0	新 株 予 約 権	8
資 産 合 計	11,057	純 資 産 合 計	10,979
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,057

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		588
関 係 会 社 受 取 配 当 金	239	
業 務 受 託 料	333	
そ の 他 の 営 業 収 益	15	
営 業 費 用		491
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	491	
営 業 利 益		96
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		0
経 常 利 益		96
特 別 利 益		0
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		96
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1
当 期 純 利 益		95

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	500	500	9,635	10,135
当 期 変 動 額 剰 余 金 の 配 当 当 期 純 利 益 自 己 株 式 の 取 得 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	500	500	9,635	10,135

	株 主 資 本			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	457	—	11,092	4	11,096
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△217		△217		△217
当 期 純 利 益	95		95		95
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				4	4
当 期 変 動 額 合 計	△121	△0	△121	4	△117
当 期 末 残 高	335	△0	10,970	8	10,979

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表および損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具および備品 6年～8年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金および準備金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

当社は純粋持株会社であり、当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が實際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円

(2) 保証債務

連結子会社であるインヴァスト証券株式会社およびInvast Financial Services Pty Ltd.の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関し、また、インヴァストキャピタルマネジメント株式会社の当座貸越契約等に関して連帯保証を行っております。

債務保証の極度額 12,771百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 69百万円

長期金銭債権 1,630百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

590百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式

34株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金

37百万円

未払事業税

1百万円

賞与引当金

1百万円

その他

2百万円

繰延税金資産小計

42百万円

評価性引当額

△42百万円

繰延税金資産計

—

繰延税金資産の純額

—

9. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社および関連会社等)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	インヴァスト 証券株式会社	所有 直接100	経 営 指 導 管理業務の委託 資金の援助 役員の兼任	業 務 委 託 の 取 受 (注) 1	330	—	—
				業 務 委 託 の 支 払 (注) 1	2	—	—
				債 務 の 保 証 (注) 2	10,947	—	—
				資 金 の 貸 付 (注) 3	700	—	—
				資 金 の 回 収 (注) 3	1,200	—	—
				利 息 の 受 取 (注) 3	1	—	—
子会社	Invast Financial Services Pty Ltd.	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	債 務 の 保 証 (注) 4	1,223	—	—
				負担金の受領 (注) 4	3	—	—
子会社	インヴァスト キャピタル マネジメン 株 式 会 社	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	債 務 の 保 証 (注) 5	600	—	—
				資 金 の 貸 付 (注) 3	2,761	関係会社 長期貸付金 1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	1,630
				資 金 の 回 収 (注) 3	2,186		64
				利 息 の 受 取 (注) 3	14	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との業務受託料については、同社の運営費用を基に決定しております。
2. 子会社の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関し、連帯保証を行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 債務の保証については、Invast Financial Services Pty Ltd. の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に対して、連帯保証を行ったものであります。負担金については、当社での資金調達で発生した手数料およびカバー業務等で発生した人件費について、合理的に負担割合を決めたうえで受領しております。
5. 子会社の金融機関からの借入等に関連して生じる債務に関し、連帯保証を行っております。

(役員および個人主要株主等)

種 類	会 社 等 の 名称または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	光 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 (注) 1	被所有 間接7.5	不動産の賃借 役員の兼任	不動産の賃借 (注) 2	17	長期差入 保証金	11
				敷 金 差 入 (注) 2	—		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役役川路猛氏およびその近親者が議決権の82.0%を直接所有、12.9%を間接所有しております。
2. 不動産の賃借料ならびに敷金については、不動産鑑定価格および近隣の相場等を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,866円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円28銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得に関する基本合意の解約)

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、光陽ホールディングス株式会社が保有するKOYO証券株式会社の株式を取得し、子会社化を目的とした基本合意書を締結することを決議しました。

その後、株式取得の相手先である光陽ホールディングス株式会社との間で当該株式取得に向け協議を重ねてまいりましたが、両社の間で最終的に合意に至らず、2022年4月8日開催の取締役会において、光陽ホールディングス株式会社およびKOYO証券株式会社との当該基本合意を解約し、株式の取得を中止することを決議しました。